

次の感染症にかかった場合は出席停止となりますので、出席停止期間もしくは医師から登校許可が得るまで、ご家庭で十分休養し様子をご覧ください。

|              | 感染症                 | 出席停止期間  |
|--------------|---------------------|---|
| 学校感染症<br>第二種 | 新型コロナウイルス感染症        | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで） |
|              | インフルエンザ             | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                                 |
|              | 百日咳                 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで                              |
|              | 麻疹（はしか）             | 解熱した後3日を経過するまで  |
|              | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）     | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                  |
|              | 風しん                 | 発疹が消失するまで   |
|              | 水痘（みずぼうそう）          | すべての発疹が痂皮化するまで  |
|              | 咽頭結膜熱（プール熱）         | 主要症状が消退した後2日を経過するまで   |
|              | 結核                  | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                             |
|              | 髄膜炎菌性髄膜炎            |   |
| 学校感染症<br>第三種 | 流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                             |
|              | 溶連菌感染症              | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能                               |
|              | 手足口病<br>ヘルパンギーナ     | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能                  |
|              | 伝染性紅斑               | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可能  |
|              | マイコプラズマ感染症          | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能  |
|              | 感染性（ウイルス性）胃腸炎       | 下痢・嘔吐が消退し、全身状態が良ければ登校可能                                       |

その他の感染症やご不明な点については遠慮なくお問合せください。

【補足】新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

例「発症してから、3日後に症状が軽快した場合」

| 0日目      | 1日目 | 2日目 | 3日目  | 4日目 | 5日目 | 6日目  |
|----------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 発症       |     |     | 症状軽快 |     |     |      |
| ← 出席停止 → |     |     |      |     |     | 登校可能 |

発症日を0日目とします。  
症状が軽快しない場合は出席停止の期間が延びます。

